

# ふれあい収集サービス

無料だよ！

■ごみ出しを行うことが困難な高齢者や障がいのある方で、**同一敷地内または近隣の親族や地域の協力を得ることができない場合**、自宅の玄関までごみの収集に伺う、「ふれあい収集」を行います。

■対象となるのは、**同一敷地内で生活している全員が次に掲げる要件を満たす方のみ**で構成されている世帯です。

要件		
① 要介護、要支援または介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者として認定を受けており、ケアプラン（介護（予防）サービス計画書）でふれあい収集の利用が計画されている方		
② 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	視覚障害（障害等級）	1、2級
	内部障害（障害等級）	1、2、3級
	肢体不自由（障害等級）	1、2、3級
③ 療育手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	障害等級	㊤、A
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	障害等級	1、2級
⑤ ①から④に掲げるもののほか、特別な事情により市長が必要と認める方		

※同一の障害種別で2つ以上の障害が重複する場合（肢体不自由における上肢障害と下肢障害等）は、重複する障害の合計指数に応じた等級による。

■毎週1回、決まった曜日に、無料で収集します。ただし分別が間違っている場合などは、取り残しになるのでお気をつけください。大型ごみ、引越ごみ、片付けごみ等の一時多量ごみは回収できません。

■ご希望に応じて、ごみが出ていない場合に、声かけによる安否確認を行います。応答がなければ事前に登録した緊急連絡先に連絡します。

## 申込から収集までの流れ

### ①申請書の提出

申請書にご記入の上、「必要書類の写し」のいずれかを添付し、循環型社会推進課または各支所にご提出ください。

#### ・「必要書類の写し」

○介護保険被保険者証及びケアプラン（介護（予防）サービス計画書）

○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳

・本人による申請が困難な場合には、ケアマネジャーなどが代理で申請することもできます。

### ②訪問調査

市の職員が申請者宅へ訪問し、利用の可否を調査し、利用可能な世帯には後日、通知します。

※現在、親族や地域住民・地域組織の協力が得られている方は、引き続き、その協力体制を維持していただきますようお願いします。

### ③収集開始

回収曜日を決定し、毎週1回、回収に伺います。

## お申し込み・お問い合わせ

廿日市市生活環境部循環型社会推進課

TEL：0829-30-9133 FAX：0829-31-0133

